履行報告に関する特記仕様書

（適 用）

第１条 請負者は、本工事の当初請負代金額が5,000万円以上である場合又は設計図書に定めのある場合は、工事請負契約約款第11条に規定する履行報告の対象工事と

する。

（報告期限）

第２条 請負者は、毎月、月初めに前月の履行状況を監督員に報告しなければ

ならない。

（報告資料）

第３条 請負者は、履行状況の報告にあっては、以下の書類を提出しなければ

ならない。

1. 工事履行報告書（様式-25）
2. 実施工程表
3. 全景写真
4. その他必要な書類

（その他）

第４条 履行報告に関して、この仕様書に定めのない事項については監督員の

指示によるものとする。